

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日はオンライン開催とさせていただきます。

本日は、宮井委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第145回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1です。「法務大臣（戸籍関係情報の提供に関する事務）の全項目評価書の概要説明について」、説明をお願いいたします。

○事務局 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

法務大臣が実施する「戸籍関係情報の提供に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、令和2年6月16日付法務省民一第845号にて、法務大臣から委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。評価書の内容について、個人情報保護委員会議事運営規程第8条の規定に基づき、法務省の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものでございます。

○丹野委員長 ただいまの説明にあったとおり、法務省の職員に会議に出席いただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○丹野委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要について、法務省の遠藤戸籍企画官から御説明をお願いいたします。

○遠藤企画官 法務省民事局民事第一課戸籍企画官遠藤と申します。

本日は、お忙しい中、全項目評価書の御説明にお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、今般、御審査を賜ります戸籍関係情報の提供に関する事務についての全項目評価書の概要について、御説明差し上げます。

まず、中身の詳細に入る前に、表紙の「特記事項」について補足させていただきます。

「特記事項」欄の1パラを御覧ください。

戸籍関係情報の提供に関する事務は、昨年成立した戸籍法改正法により新たに実施することとなったものでございます。

この改正法のうち、戸籍関係情報の提供に関する改正規定が完全に施行されるのは、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日と定められております。

現在、法務省においては、改正法に対応する関連システムの設計・開発に着手しておりますが、実際の情報連携が開始されるのは、これらの関連システムの構築を全て終えた後の令和5年度末頃を想定しております。

また、同じ欄の2パラを御覧ください。

戸籍関係情報の提供の事務の実施主体である法務大臣は、他の個人番号利用事務実施者とは異なり、マイナンバーカード等に記載されている、いわゆる12桁のマイナンバーそのものは入手せず、情報提供ネットワークシステム上でマイナンバーに代わって用いられている情報提供用個人識別符号を利用して事務を行うこととなっております。具体的な事務の概要と開発中のシステム構成等については、後ほど御説明いたします。

まず、戸籍関係情報の提供に関する事務について、新たに取り扱うこととなった背景及び目的等について御説明いたします。

マイナンバー法制定当初における立案段階においては、戸籍事務もマイナンバーの利用範囲とすることが検討対象となっていたようですが、全市区町村における戸籍のコンピューター化が完了していないなどの理由から、そのような立法は見送られた経緯がございます。しかしながら、現在、全国約1,800の市区町村について、戸籍事務のコンピューター化がされる見通しとなっております。このような事情を背景として、昨年、戸籍法の改正法が制定されたところでございます。

改正法の目的については、評価書5ページの「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」の「①事務実施上の必要性」の欄に記載しております。

マイナンバー制度において、既に個人番号利用事務とされている社会保障分野においては、受給資格等の確認のために戸籍謄抄本等の提出が求められることがあるわけですが、戸籍に関する情報をマイナンバー制度における情報連携の対象とすることで、戸籍謄抄本等の添付省略を実現することを目指していることとなります。

次に、戸籍関係情報の提供に関する事務の概要について、システムの構成も踏まえて御説明を申し上げます。

戸籍関係情報の提供に関する事務については、全体として3つの段階に分けることができます。

1つ目は、12桁のマイナンバーを持たない法務大臣がこれに代わる情報提供用個人識別符号を取得する事務。

2つ目は、情報提供ネットワークを介して、情報照会者に提供する情報を法務大臣が保有する戸籍の副本に関する情報から作成する事務。

3つ目は、実際の情報連携で、情報提供ネットワークを介して、戸籍関係情報を提供する事務となります。

まずは6ページの別添1を御覧ください。

図は、情報提供用個人識別符号の取得に関連するシステム構成の全体像と情報提供用個人識別符号を取得する際の情報のフローを示したものであり、備考欄では丸囲み数字を付して情報の流れの概略を記載しております。

情報提供用個人識別符号の取得については、法務省が保有している戸籍の副本の情報を基に、各個人を特定するための戸籍に関する情報を本籍地の市区町村に通知し、符号の取

得要求を行います。

これを受けた本籍地市区町村は、戸籍の附票に記録されている当該個人の基本4情報を特定し、住基ネットを介して、この基本4情報とともに法務省からの符号取得要求を情報提供ネットワークシステムに通知します。

情報提供ネットワークシステムでは、この符号取得要求を受けて、情報提供用個人識別符号を発行し、法務省の中間サーバーに返します。

これらの一連の情報の流れには、処理通番として機能する取得番号が割り当てられており、符号取得要求とそれに対応する情報提供用個人識別符号が同定される仕組みとなっています。

2つ目の段階は、情報照会者に提供する戸籍関係情報の作成に関する事務です。7ページを御覧ください。6ページと同様に、備考欄に戸籍関係情報の作成の事務の流れについて、丸囲み数字で概要をお示ししています。

戸籍関係情報は、戸籍謄抄本等に記録されている事項そのものを内容とするのではなく、法務大臣が保有する戸籍の副本に記録されている情報から、情報照会者の事務処理において必要と考えられる親子関係や婚姻関係といった身分関係に関する情報を抽出いたしまして、新たに作成することとしております。

なお、特定個人情報はマイナンバー法上、個人番号をその内容に含む個人情報と定義されているところがございますけれども、法務省が新たに構築するシステムにおいては、広義の個人番号たる情報提供用個人識別符号は中間サーバーのみで管理され、ここに示されております「紐付けサーバー」や「戸籍関係情報作成用サーバー」では、情報提供用個人識別符号を保有しない仕組みとしております。

最後に、情報提供者に対して、情報提供ネットワークシステムを介して戸籍関係情報を提供する段階です。8ページを御覧ください。

この段階においては、他の個人番号利用事務実施者との違いはなく、2つ目の段階までで作成された戸籍関係情報を中間サーバーにあらかじめ登録しておき、情報提供ネットワークシステムからの照会に対し、回答する流れになります。

特定個人情報ファイルの取扱い等に係るリスク対策については、評価書の16ページ以下に記載しております。その中から主要な対策を取り上げて御説明いたします。

まず、特定個人情報の入手に関するリスクにつきましては、16ページの「2. 特定個人情報の入手」の「リスク1」、「リスク2」欄を御覧ください。

法務大臣が保有する特定個人情報に含まれる情報提供用個人識別符号につきましては、先ほど御説明しましたとおり、システム的に取得することになっており、それ以外の場面では、法務大臣が個人番号を取得する契機となる場面はございません。

そのほか、特定個人情報が不正に複製されるリスクにつきましては、20ページの「リスク4」欄に記載しております。

戸籍関係情報に係る特定個人情報ファイルについては、端末等にダウンロードする機能

は実装せず、電子記録媒体等を使用して、特定個人情報ファイルを取り出せないよう、システムの制御することとしております。

また、特定個人情報を記録する電子記録媒体等の廃棄につきましては、26ページの「リスク1」の欄の⑤の下から5つ目の黒ポツで触れておりますとおり、物理的に破壊することとしております。

雑駁ではございますが、私からの御説明は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

大滝委員、お願いいたします。

○大滝委員 今回の説明とも若干重複する部分はあるかもしれませんが、私から2点ほど質問と確認をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

戸籍関係情報の提供に関する事務において、情報連携を行うということですが、今回、他の行政機関とは異なり、個人番号を保有しない理由について具体的な説明をお願いしたいというのが第1点目の質問です。

第2点目については、戸籍の副本は重要な情報を含むために、戸籍情報連携システムの開発・運用に当たっては、緊張感を持って、組織一丸となって、リスク対策を徹底し、個人のプライバシーの保護に万全の措置を講じるべきだと考えておりますけれども、どのようにその責任を果たしていらっしゃるかとお考えなのか。

特にプライバシーの保護に中心を置いた具体的なリスク対策について少し詳しい説明をいただければと思います。

以上、2点ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○丹野委員長 よろしくをお願いいたします。

○遠藤企画官 御質問ありがとうございます。

2点あったうちの1点目で、なぜ個人番号を保有しないのかという点でございますけれども、この点につきましては、昨年の戸籍法を改正する立案の検討段階で、戸籍そのものと狭義の個人番号のマイナンバーが直接紐付けられることに対しては、戸籍に重要な情報が含まれることも含めて、懸念を示す意見が出された経緯がございました。

また、戸籍事務そのものにマイナンバーを使う場面があるのかということとの関係では、戸籍の届出における届出人と戸籍に記載される本人が常に必ずしも一致するわけではございませんので、届出の際にマイナンバーを書いてもらうというような事務を想定したときに、必ずしも戸籍事務が個人番号利用事務にそぐわない側面があります。そういったこと等も踏まえまして、評価書の16ページの「リスク1」欄に記載しているところですが、政策的な判断としてマイナンバーを利用しない方針を取ったのが1点目の御質問に対する御回答になります。

2点目の具体的なプライバシー保護に万全の措置を講じるべきという御指摘でございますけれども、まさに御指摘のとおり、今般の改正法に対応するためのシステムの開発・運

用に当たりましては、プライバシー保護に万全の措置を講ずることが重要であると我々としても認識をしておるところでございます。

このような措置に関しましては、次のような措置を講ずることを主に想定しております。

まず、評価書の16ページの「リスク1」欄に記載しておりますけれども、他の行政機関等に提供される戸籍関係情報は、戸籍の副本に記録された情報そのものではなくて、親子関係や婚姻関係といった身分関係に関するものであって、情報照会者側の事務処理上必要な限度で作成することとしております。

また、高い個人識別機能を有する情報提供用個人識別符号につきましては、法務大臣が保有する戸籍の副本に関する情報と必要以上に紐付けられることがないように、あくまで中間サーバーのみで情報提供用個人識別符号を保有・管理することとしておりまして、アクセス制御等により、中間サーバーの情報とその他のサーバーの情報が紐付かないような仕組みとしております。

また、職員等によるアクセス権限管理等につきましては、評価書17ページ以下に触れておりますけれども、システムの、そして組織的な対応を徹底するとともに、委託に関するリスクにつきましても、特定個人情報ファイルの取扱いはデータセンター内のみで行い、情報の持出しを禁止するなど、万全な対策を取ることにしております。

なお、評価書には言及されておられませんけれども、改正法におきましては、法制上の保護措置としまして、戸籍の情報の漏えい、不正参照等を防止するため、既存の行政機関個人情報保護法による措置に加えて、新たに構築されるシステムの秘密に関する保護措置についての規定を設けております。このシステムの秘密の漏えいについては、罰則をもって対処することとしております。

法務省におきましては、これまでも戸籍の正本のバックアップ、あるいは市区町村の戸籍事務への関与などのために、戸籍の副本に関する情報を戸籍副本データ管理システムと呼ばれるシステムにおいて管理してきておりまして、戸籍情報の重要性については十分に認識した上で、対応に当たってきたところでございますけれども、今後も引き続き、これらの措置も含め、新たに構築されるシステムの厳格な運用を維持するために、職員の情報セキュリティ意識の涵養にも努めてまいりたいと考えておる所存です。

長くなりましたが、2点目についての御回答は以上になります。

○大滝委員 丁寧な回答をいただきまして、ありがとうございました。

○丹野委員長 ほかに御質問、御意見はありますか。

今説明いただいた内容をはじめとしたリスク対策については、確実に実行するとともに不断のリスク対策の見直しとより良い体制整備に努めていただきたいと思います。

また、特に特定個人情報の取扱いに当たって、職員に対して実務に即した教育・研修を確実に実施していただくことが重要ではないかと思っております。

本評価書については、本日の説明内容を踏まえ、審査を進めていくことといたします。

それでは、企画官は御退出ください。

ありがとうございました。

○遠藤企画官 ありがとうございました。

失礼いたします。

(法務省退出)

○丹野委員長 それでは、次の議題に移ります。

議題2は「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律に基づく認定匿名加工医療情報作成事業者等の認定に係る協議への対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2 - 1でございます。

「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定匿名加工医療情報作成事業者の認定」及び「認定医療情報等取扱受託事業者の認定」に係る協議への対応について御説明いたします。

まず「1. 検討の趣旨」です。

次世代医療基盤法は、匿名加工医療情報作成事業を行うことについて、認定を受けた者である認定匿名加工医療情報作成事業者が、医療情報の提供を受け、匿名加工医療情報を作成及び提供すること等の規定を定め、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的として導入された制度です。

また、医療機関等から提供される医療情報については要配慮個人情報であるものの、特例として、本人同意ではなく、あらかじめ本人に対し、書面を基本とした通知を行うことにより、オプトアウトによる提供を可能としています。

同法において、主務大臣は、「認定匿名加工医療情報作成事業者の認定」及び「認定匿名加工医療情報作成事業者の委託を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を行う者である認定医療情報等取扱受託事業者の認定」を行う際には、個人情報保護委員会に協議することとされており、今般、個人情報保護委員会に対し主務大臣から協議が行われたものです。

次に「2. 検討内容」です。

認定匿名加工医療情報作成事業者の認定、こちらは一般財団法人日本医師会医療情報管理機構より申請がなされたものです。また、認定医療情報等取扱受託事業者の認定、こちらはICI株式会社及び日鉄ソリューションズ株式会社より申請がなされたものです。

それぞれの申請内容につきまして、個人情報保護法との関係を踏まえ、次の①～⑥のとおり確認をいたしました。

なお、次世代医療基盤法及び同法の基本方針、政令、省令、ガイドラインに規定されている、申請者が申請に際して満たすべき「能力に関する基準」、「安全管理措置に関する基準」等の各種要件につきましては、申請書類や施設・設備の現地検査により、主務大臣において適切に確認されております。

最後に「3. 対応案」についてです。

「2. 検討内容」のとおり、本件協議書によれば、今般の申請者においては、個人情報保護法における匿名加工情報を作成等するときの個人情報取扱事業者に課されている措置と同等の内容の措置が講じられていると認められます。

また、認定匿名加工医療情報作成事業者及び認定医療情報等取扱受託事業者は、それぞれ個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者であるため、今般の申請者においては、事業実施に当たって、個人情報保護法の規律に従って運用される必要があります。

以上を踏まえ、本協議については、資料2-2、2-3及び2-4のとおり、個人情報保護法の規定に従い、適切に運用することについて、それぞれ意見を付した上で、委員会として了承することとしたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

特にないようでしょうか。

これにつきましては、前回の認定と同様に、個人情報保護法との違い等に関して、委員会の相談窓口へ寄せられる質問に対応できるよう、事務局の中で適切に情報共有を行い、しっかりと対応ができるようにしてください。

それでは、本日の審議を踏まえ、原案のとおり意見を付した上で了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○丹野委員長 特に御意見がないようですので、原案のとおり決定し、主務大臣に通知することといたします。

それでは、事務局において、本日の審議を踏まえ、所要の進めを進めてください。

次の議題に移ります。

議題3「第53回アジア太平洋プライバシー(APPA)フォーラム結果報告について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、第53回アジア太平洋プライバシー機関フォーラムの結果について報告いたします。

本年の6月2日から4日にわたりまして、オンライン形式で開催されました第53回アジア太平洋プライバシー機関フォーラムに事務局が参加いたしました。

本フォーラムで採択されました声明文の概要につきましては、資料3-2のとおりでございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

また、本フォーラムにおきまして、委員会が報告、発言等を行いました箇所につきましては以下のとおりでございます。

1日目でございますが、委員会から「調査及び執行」のセッションにおきまして、委員会の執行活動について報告いたしました。

次に、法制度等を報告します「ジュリスディクション・レポート」のセッションのうち、

「法改正、法制度の進展」の議題におきまして、個人情報保護法の改正案等についての説明を行っております。

2日目におきましては、「新型コロナウイルス感染症から生ずる個人データの保護の論点」が議題となりまして、各国から新型コロナウイルス感染症対策を講ずる際の個人情報保護に関する取組が報告されております。

委員会からは、これまでの新型コロナウイルス感染症対策に係る個人情報保護に関する取組、具体的には委員会のホームページに新型コロナウイルス感染症特設ページを設置するといったこと等の取組について報告を行っております。

最後に、3日目は委員会から「データ保護における国際協力」のセッションにおきまして、委員会の個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に係る取組、具体的には、日米欧三極の実務当局者間で対話を行っていることでございますとか、OECDのプライバシーガイドラインの見直しに当たっての国際連携に関する取組といったことについて説明を行っております。

また、「世界のプライバシーの進展」のセッションにおきまして、APEC越境プライバシールール（CBPR）システムの促進に係る取組、それからOECDプライバシーガイドラインに係る取組の詳細につきまして、報告を行っておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員、お願いいたします。

○熊澤委員 私から、コロナ禍における国際連携の重要性についてコメントをさせていただきます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に対抗するため、各国において様々な情報技術が新たに活用されているところです。それに伴って、個人情報保護に関する新たな課題も浮き彫りになってきています。

このような時こそ、APP Aのような国際協力の場が大変重要であり、今回はオンライン形式でフォーラムが予定どおり開催され、委員会がしっかりと参加できたことは評価されるべきだと思います。

引き続き、今後ともあらゆる形で各国機関と積極的に連携していく必要があると思います。

私からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 私からは国際的制度調和の重要性についてお話をさせていただきたいと思っております。

国際的な制度調和の重要性が今後ますます高まっていくと考えられます。本フォーラムでは委員会から法改正案の内容についても各国に共有いたしました。今後こうした観点から国際的な情報交換を積極的に行うとともに、個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に向けた取組を引き続きしっかり進めていく必要があると思います。

私からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

ありがとうございました。

今のお2人の御意見のとおりで、委員会としても引き続き、積極的に関与し、对外発信してまいりたいと思っております。

ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

○丹野委員長 それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は、これで閉会といたします。

ありがとうございました。